

1 3 大学院修士課程等在学者・進学者に対する採用猶予

- (1) 本年度の採用選考の合格者（信州 3 S 選考「大学推薦選考」、障がいのある人を対象とした教員選考「大学推薦選考」での合格者、信州 UIJ ターン秋選考での合格者を除く）で、大学院修士課程（博士前期課程及び教職大学院を含む）に在学している者は1年間、来年度進学することが決定している者については2年間、採用を猶予します。
- (2) 小学校・中学校教員選考、特別支援学校教員選考の採用猶予者は、大学院在学中に受験校種（教科）の専修免許状を取得すること、もしくは受験校種（教科）以外の専修免許状を取得すること、又は、「学校心理士」「公認心理師」「臨床心理士」資格を取得見込であることを条件とします。
- (3) 猶予期間のうちに大学院修士課程（博士前期課程及び教職大学院を含む）を修了することとします。
- (4) 別途定める方法により、令和8年11月9日までに採用猶予願の提出が必要です。
※ 大学院の合格発表が11月9日より遅い場合は、義務教育課へ御相談ください。

1 4 妊娠者等に対する採用猶予

- (1) 本年度の採用選考の合格者で、令和8年度に妊娠されている者及び令和8年度末時点で0歳、1歳の子の養育をされている者は、男女を問わず希望により、採用年度と採用次年度の最大2年間は採用を猶予することができます。
- (2) 猶予期間終了後の4月1日から勤務することを条件とします。
- (3) 別途定める方法により、令和8年11月9日までに採用猶予願の提出が必要です。
※ 採用選考申込み時に妊娠中の方及び0歳、1歳の子の養育をしている方、又は申込み以降に妊娠が判明した方は、義務教育課へ御相談ください。